岬町告示第８１号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表する。

令和８年１０月２３日

岬町長　田　代　　堯

１．健全化判断比率　（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
―	―	10.3	95.9
(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)

※上段に本町の数値、下段（　）内に本町における早期健全化基準を表示しています。

※表中「―」は、実質赤字額、連結実質赤字額が生じていないことを表示しています。

※暫定値であるため、今後数値は変更される場合があります。

２．資金不足比率　（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業会計	―
	(20.0)

※上段に各特別会計の数値、下段（　）内に経営健全化基準を表示しています。

※表中「―」は、資金不足額が生じていないことを表示しています。

※暫定値であるため、今後数値は変更される場合があります。